◆ 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

# 軽自動車・原付などの手続き

## ■手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されます。そのため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくことになります。

このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが 集中しますので、これらの手続きが必要な場合は早めに 手続きを済ませてください。普通自動車についても大変 混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

また、販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識 (ナンバープレート) ごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などに確認してください。

### 【問い合わせ】

▼三・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会三重事務所 ☎ 050-3816-1779

▼二輪の軽自動車

三重県軽自動車協会 ☎ 059-234-8611

▼二輪の小型自動車

中部運輸局三重運輸支局 ☎ 050-5540-2055

▼原動機付自転車·小型特殊自動車·農耕作業用等自動車 課税課 ☎ 22-9613 FM 22-9618

伊賀支所住民福祉課 ☎ 45-9104 FAX 45-9120

島ヶ原支所住民福祉課 ☎ 59-2109 FM 59-3196 阿山支所住民福祉課 ☎ 43-0333 FM 43-1679 大山田支所住民福祉課 ☎ 47-1152 FM 46-1764 青山支所住民福祉課 ☎ 52-3232 FM 59-2281

## ■手続きに必要なもの

#### 【廃車手続きの場合】

印鑑・標識 (ナンバープレート)・標識交付証明書 【名義変更手続きの場合】 両者の印鑑・標識交付証明書 ※すべての手続きについて、窓口へ来た人の身分証明 書が必要です。

※手続きに必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

## ≪減免申請書は毎年提出が必要です≫

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限7日前の5月25日/月までに減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

この申請は、現在、減免を受けている人が、引き続き減免を受ける場合も 必要です。

## 【問い合わせ】

課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

◆ 固定資産の状況や価格などを確認していただく機会です

# 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

【問い合わせ】課税課 ☎ 22-9614 FM 22-9618

市では皆さんが所有している固定資産の状況や価格などを確認していただくため、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧期間を設けます。

※縦覧期間中は、通常の土地登記所有者簿の閲覧を休止します。

#### 【と き】

4月1日(水)~30日(木) 午前8時30分~午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く。

### 【ところ】

課税課資産税係・各支所住民福祉課

### 【対象者】

市内に土地または家屋を所有している人

### 【内容】

O土地:所在地番・地目・地積・評価額

O家屋:所在地番・家屋番号・構造・種類・床面積・

建築年次・評価額

### 【縦覧に必要なもの】

O所有者本人:本人確認ができるもの

※運転免許証・住民基本台帳カード(写真付き)など 〇代理人:委任状と代理人の本人確認ができるもの

(所有者本人の場合と同じ)

